

大玉村燃料高騰対応中小企業等応援金のお知らせ

世界的な原油価格の高騰により、経営に影響を受けている村内中小企業等を支援するため、応援金を交付します。

【対象者】

- 1 中小企業等であって、大玉村内に本店を置く者で村内で事業を営んでいる者、又は村内に住所を有する者で村内で事業を営んでいる者。
- 2 (1) 一般（特定）貨物自動車運送業にあつては、国土交通大臣の許可を受けた者。
(2) 自動車運転代行業にあつては、福島県公安委員会の認定を受けた者。
(3) 宿泊業者にあつては、旅館業法に基づく福島県知事の許可を受けた者。
(ただし、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」に基づく許可を得ていないこと)
- 3 村長が村税等の納付状況を調査することに同意する者で、引き続き事業を営営する意思のある者。
- 4 市町村税等の公共料金の滞納がなく、また、申告を行っている者。
- 5 大玉村暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しない者。
- 6 みなし大企業でないこと。

【応援金の額等】

(単位：万円)

業種		区分	応援金
一般（特定）貨物自動車運送業	事業用車両の稼働台数（※）	50 台以上	75
		30 台以上 50 台未満	60
		10 台以上 30 台未満	30
		10 台未満	15
自動車運転代行業		一律	10
宿泊業（旅館・ホテル・簡易宿所）	収容人数	50 人以上	25
		20 人以上 50 人未満	15
		20 人未満	5
その他の業種 (右記のいずれかの区分を選択)	令和4年5月～7月のいずれかの月の燃料代	50 万円以上	20
		25 万円以上 50 万円未満	10
		10 万円以上 25 万円未満	5
	令和4年5月～7月のいずれかの月の公共料金	50 万円以上	20
		25 万円以上 50 万円未満	10
		10 万円以上 25 万円未満	5
	上記以外は、20 リットルの給油券		

(※) 事業用車両の稼働台数

道路運送車両法に基づく検査が必要かつ事業用に供する車両等の稼働台数

普通自動車・・・バス、トラック、乗用車

小型自動車・・・小型トラック（2t、3t トラック）、小型乗用車（5、7 ナンバー）、三輪トラック、大型オートバイ

軽自動車・・・軽トラック、軽自動車（検査対象外自動車 125cc～250cc を除く）

大型特殊自動車・・・ロードローラー、ブルドーザー等

裏面に続く

【提出書類】 ※〔 〕内は該当する業種

- (1) 大玉村燃料高騰対応中小企業等応援金交付申請書 (第 1 号様式) 〔全業種〕
(2) 村税等の納付状況を調査する確認同意書 (第 2 号様式) 〔給油券該当事業者を除く全業種〕
(3) 許可等を要する業種の許可証等の写し 〔給油券該当事業者を除く全業種〕

(4) 令和 3 年分の確定申告書 (写し) 〔全業種〕

(5) 自動車検査証の写し 〔一般 (特定) 貨物自動車運送業〕

※事業用車両等の稼働台数が確認 (証明) できる書類も可

(6) 収容人数が分かるホームページ又はパンフレットの写し 〔宿泊業〕

※無い場合は、間取り図等など確認ができる書類・写真等

(7) 対象月に支払った燃料代または公共料金の金額が分かる書類の写し 〔その他の業種〕

※燃料代はガソリン、軽油、灯油、重油を対象とし、公共料金は電気、ガスを対象

様式は大玉村
ホームページ
からダウンロ
ード可能です。

【申請書提出先】

大玉村商工会 (〒969-1302 大玉村玉井字星内 70) 電話 0243-48-3931

※郵送又は持参のうえ、ご提出ください。

【申請書受付期間】

令和 4 年 11 月 1 日 (火) から令和 4 年 11 月 15 日 (火) まで ※厳守

お問い合わせ

大玉村商工会

電話 0243-48-3931 又は

大玉村役場産業課商工観光係

電話 0243-24-8096 までご連絡をお願いします。